

避難勧告等の発令基準について

平成 29 年 1 月 弘前市

弘前市では、水害や土砂災害などから住民等が円滑な避難を行い身の安全を図るために、危険度に応じて避難勧告等を発令すべき判断基準を定めました。

本基準は、洪水時、土砂災害時の二つの基準から構成されます。避難勧告等は本基準により発令されることとなります。洪水及び土砂災害の各避難勧告等の発令の判断基準に達した時点で、必ずしも発令されるものではありません。気象予測(降雨等)や河川水位情報、河川巡視等からの報告、浸水想定区域や土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域を含む)の確認、土砂災害時警戒情報などの関係機関からの情報等を総合的に勘案して発令されるものです。

1 避難勧告等の類型及び対象地域 (洪水・土砂災害)

(1) 避難勧告等の類型

	発令時の状況	住民等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none">・気象予報・警報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき・災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備することが適当であるとき・上記の場合において、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対する避難行動支援対策を行う必要があるとき	<ul style="list-style-type: none">・要配慮者等、避難行動に時間を要する方は、指定緊急避難場所等への避難行動を開始。・それ以外の方は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を行い、自発的に避難を開始。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">・土砂災害警戒情報が発表されたとき・避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき・災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき	<ul style="list-style-type: none">・通常の避難行動ができる方は指定緊急避難場所等への避難行動を開始。
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none">・避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき・災害を覚知し、著しく危険が迫り、緊急に避難を要すると認められるとき	<ul style="list-style-type: none">・避難勧告等の発令後で避難中の方は、確実な避難行動を直ちに完了。・未だ避難していない方は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動(屋内退避による安全確保、緊急的な待避場所への避難)。

(2) 避難勧告等の発令対象地域

避難勧告等については、概ね以下の区域が対象となります。

なお、迅速な避難を実施するために、発令対象区域外を含むものであっても同一の避難行動をとるべき地域(単位)で発令するなど、災害事態の進行及び状況を考慮し、発令区域を適切に判断して発令するものです。

水害	<ul style="list-style-type: none"> 軒下まで水没する区域 浸水時の水位上昇速度がきわめて速い区域 氾濫水の勢いにより家屋の損壊・流失・住民との生命または身体への被害が生ずるおそれがある地域 軒下まで浸水しないものの、浸水（0.5m以上の浸水）することにより避難上支障となると思われる地域 突発的な被災、又は被災するおそれのある地域 長期間深い浸水が続くことが想定される地域 その他避難が必要とされる地域
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域 急傾斜地崩壊危険個所 小規模山地崩壊地 土石流危険渓流付近区域 崩壊土砂流出危険地区 山腹崩壊危険地区 その他避難が必要とされる地域

2 避難勧告等の発令の判断基準（洪水）

避難勧告等は、以下の基準を参考に気象予測や河川水位等の情報、河川巡視等の状況を踏まえて、総合的に判断して発令することになります。

	河川（岩木川、平川、後長根川、腰巻川等）
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位に達し、なお水位の上昇が予想される場合 (概ね1時間後に氾濫危険水位に到達する) 漏水（浸透・浸水）箇所等を発見した場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位に到達した場合 避難判断水位を超えた状態で、水位が堤防高を超えることが予想される場合 (急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合) 河川施設が被害を受け、氾濫のおそれがある場合 堤防の決壊に繋がるような、異常な漏水（浸透・浸食）箇所等を発見した場合
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 異常な漏水（浸透・浸食）の進行や堤防本体の亀裂等により、決壊のおそれが高まった場合 水位が堤防高に達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれがある場合） 堤防の決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合

※参考（各河川の氾濫危険水位等）

	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
○岩木川			
上岩木橋	41.6m	42.6m	43.1m
三世寺	16.0m	—	—
幡龍橋	14.0m	16.1m	16.4m
○平川			
石川	47.2m	48.5m	49.0m
豊平橋	20.6m	21.9m	22.8m
百田	2.3m	4.8m	5.2m
○腰巻川（腰巻）	2.0m	2.5m	3.0m
○後長根川（独狐）	2.3m	2.9m	3.6m
○大蜂川（高杉）	2.5m	—	3.6m
○旧大蜂川（旧大蜂川）	1.6m	—	4.6m
○加藤川（平川合流点）	2.0m	—	3.0m
○相馬川（相馬）	2.0m	—	4.2m

※河川の水位情報（青森県河川砂防情報提供システムホームページ）

<http://www.kasensabo.bousai.pref.aomori.jp/>

3 避難勧告等の発令の判断基準（土砂災害）

避難勧告等は以下の基準を参考に気象予測や土砂災害危険個所の巡回等の状況を踏まえて総合的に判断して発令することとなります。

弘前市全域	
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で前兆現象（湧水、地下水の濁りや量の変化、流水の異常な濁り、表面流の発生）の発見 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の土壤雨量指数基準に到達」する場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で前兆現象（渓流内の転石の音、流木の発生、小石の落下、新たな湧水発生、湧水の濁り）の発見 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ記録的短時間大雨情報が発表された場合
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で土砂災害の発生 近隣で土砂移動現象、前兆現象（土臭いにおい、地鳴り、流水の急激な濁り、渓流水位の激減、湧水の停止・噴出、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がボロボロ落下）の発見 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合

※土砂災害に関するメッシュ情報（気象庁ホームページ）

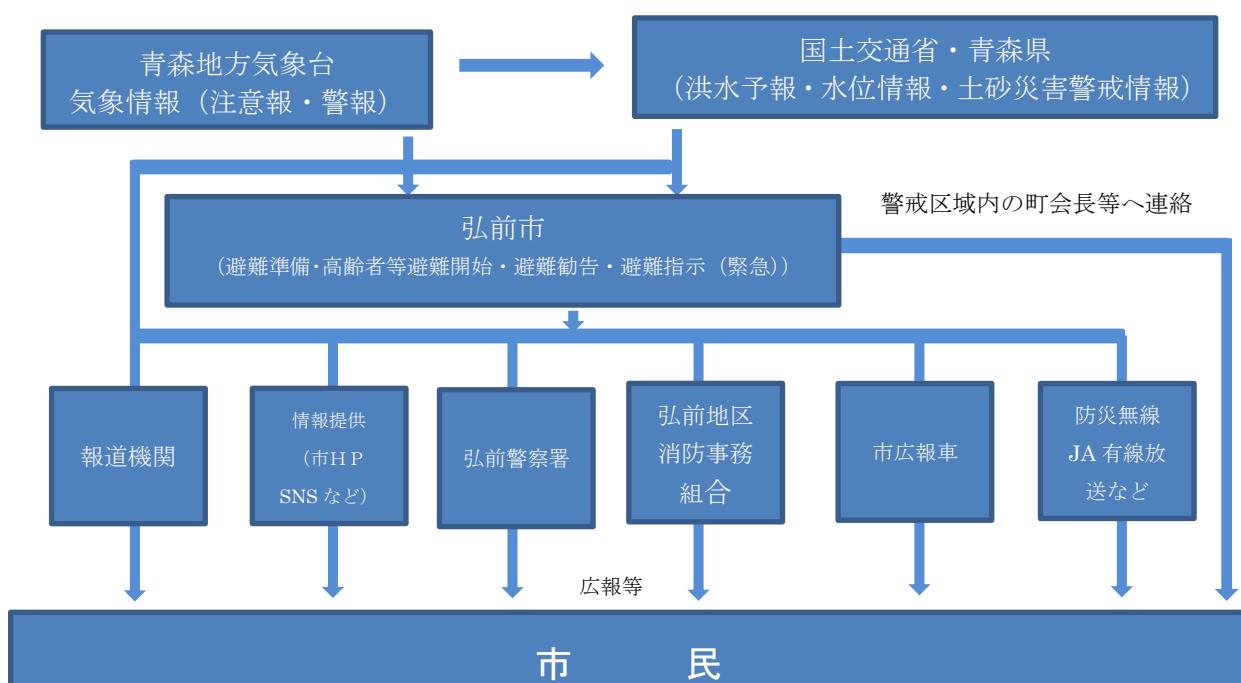
<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/308.html?areaCode=308>

4 伝達方法等

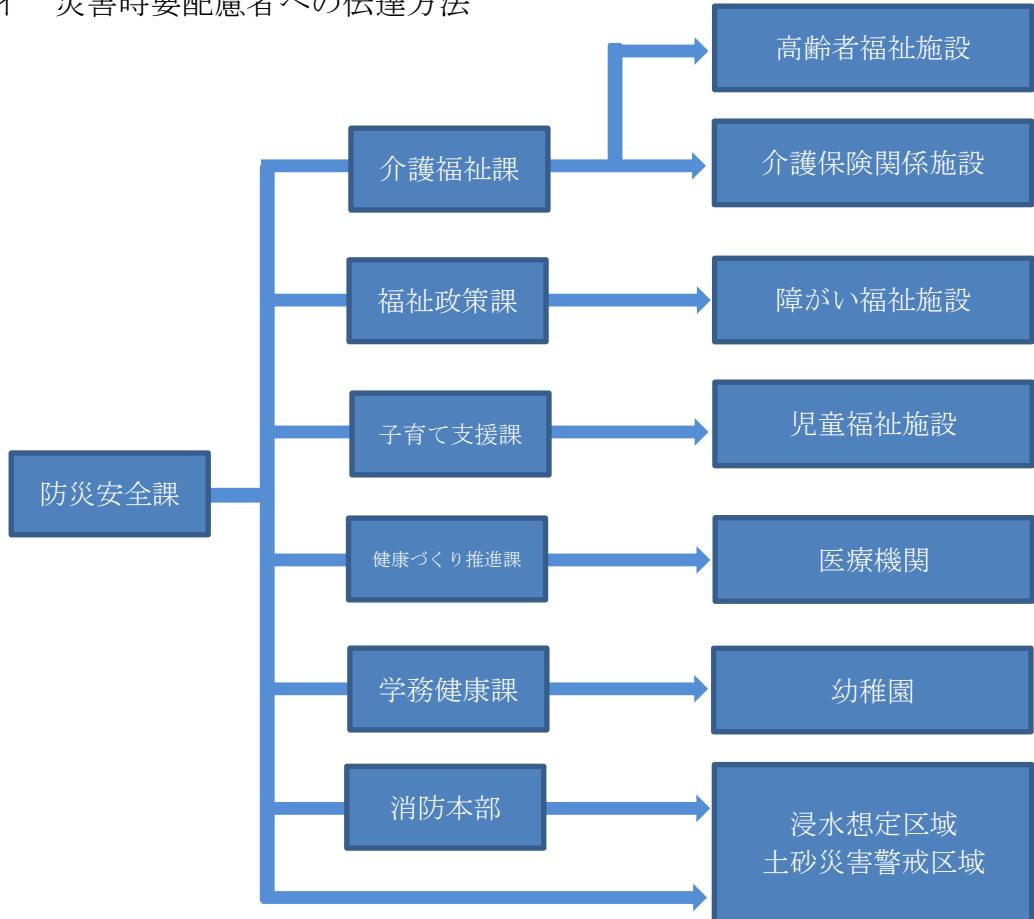
(1) 伝達方法

ア 市民への伝達方法

洪水・土砂災害の避難勧告等の発令の判断基準を参考に、気象予測や各種情報・状況を踏まえ、市から各関係機関等を利用し、被害が及ぶと予想される地域を主に情報を伝達するものです。



イ 災害時要配慮者への伝達方法



(2) 伝達内容

避難勧告等の伝達は、

- ①発令者
- ②発令時間
- ③対象地域（世帯数・対象者数）
- ④避難勧告等の種類
- ⑤避難すべき理由
- ⑥避難の時期
- ⑦避難所
- ⑧注意事項など　災害事態の状況に応じた内容で原則発令されます。

なお、伝達にあたっては、やさしい日本語や多言語を用いるなど、要配慮者に配慮したものとなります。

5 避難勧告等の解除

(1) 洪水

水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として総合的に判断する。

(2) 土砂災害

土砂災害警戒情報が解除され、今後まとまった降雨が見込まれない場合を基本として総合的に判断する。